

法人名：日本学術振興会

公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日行政改革実行本部決定)に基づく
独立行政法人から公益法人への契約以外の支出についての情報の公開

交付又は支出先法人名称	名目・趣旨等	交付又は支出額 (単位:円)	(会費の場合) 支出先法人が定める会費一口当たりの金額、もしくは最低限の金額 (単位:円)	交付又は支出日等 (支出決定日)	(会費の場合) 支出の理由等	公益法人の場合	
						公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分
(財)東洋文庫	H25科研費補助金 [学術図書]	1,800,000		平成26年2月20日		特財	国所管
(財)日本システム開発研	業務委託費(財務会計システム改造)	393,120		平成26年3月19日		公益	国所管
(財)日本システム開発研	保守・修理費(財務会計システム保守契約)	1,890,000		平成26年3月31日		公益	国所管
(財)日本システム開発研	保守・修理費(資産管理システム保守)	798,000		平成26年3月31日		公益	国所管
(財)日本システム開発研	業務委託費(資産管理システムの改修)	699,720		平成26年3月31日		公益	国所管
(財)文教協会	図書費	247,000		平成25年8月20日		公益	国所管
(財)文教協会	図書費	198,500		平成25年8月30日		公益	国所管

【記載要領】

(注1)「公益法人等」には、特例民法法人、公益社団・財団法人が含まれる。

(注2)「名目・趣旨等」には、その詳細を簡潔に記載すること。

(注3)「会費一口当たりの金額、もしくは最低限の金額」の欄は支出先法人が定める会費一口当たりの金額もしくは最低限の額を記載すること。

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。